

請願第 2 号



手話言語条例に関する請願 (陳情)

令和 5 年 6 月 6 日

かすみがうら市議会議長
小座野 定信殿

ボランティアサークル山ゆり
請願 (陳情) 者 (代表者)

住 所 かすみがうら市
電 話 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

外 120 名

紹介議員

石澤 正広 (印)

請願趣旨

障害者基本法の定める手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、かすみがうら市の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もつてろうあ者とろうあ者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とした「かすみがうら市手話言語条例」を制定していただくよう請願する。

請願の理由

言語は、お互いの感情を分かれ合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って表現する言語である。ろうあ者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、

また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできた。しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろうあ者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

・平成 18 年国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約第 2 条の定義に「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記され、日本においても平成 23 年に改正された障害者基本法に手話は言語として位置付けられたが、手話言語に対する理解の広がりをいまだ感じる状況に至っていない。手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる、かすみがうら市を目指し、この条例の制定を求めるものである。